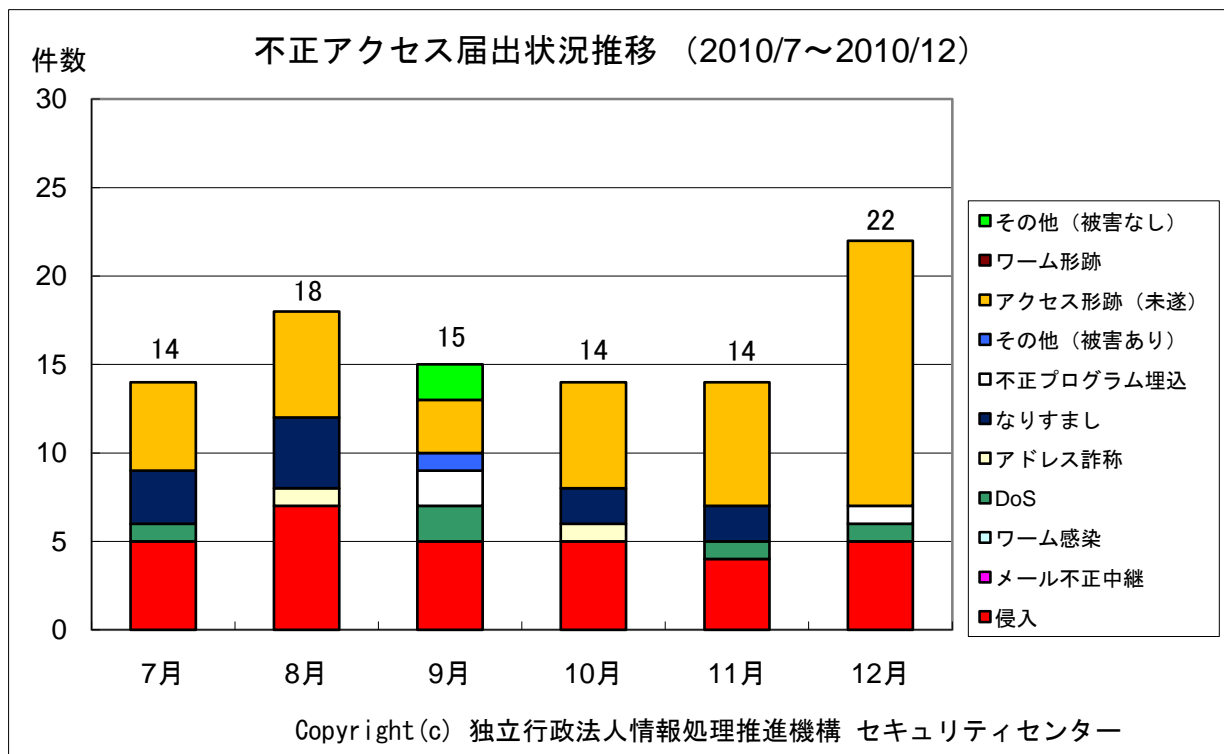


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2010年12月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	7月	8月	9月	10月	11月	12月
侵入	5	7	5	5	4	5
メール不正中継	0	0	0	0	0	0
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
DoS	1	0	2	0	1	1
アドレス詐称	0	1	0	1	0	0
なりすまし	3	4	0	2	2	0
不正プログラム埋込	0	0	2	0	0	1
その他(被害あり)	0	0	1	0	0	0
アクセス形跡(未遂)	5	6	3	6	7	15
ワーム形跡	0	0	0	0	0	0
その他(被害なし)	0	0	2	0	0	0
合計(件)	14	18	15	14	14	22

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

(3) 届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

分類	届出件数					
	2010年12月		2010年11月(前月)		2009年12月(前年同月)	
一般法人ユーザ	11	50.0%	4	28.6%	3	33.3%
個人ユーザ	5	22.7%	7	50.0%	5	55.6%
教育・研究・公的機関	6	27.3%	3	21.4%	1	11.1%
合計(件)	22		14		9	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

(4) 被害原因別件数

12月に届出されたうち被害のあったもの7件について、原因は、古いバージョン使用・パッチ未導入が3件、設定不備が2件、などでした。

原因	届出件数					
	2010年12月		2010年11月(前月)		2009年12月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%
古いバージョン使用・パッチ未導入	3	42.9%	1	14.3%	0	0.0%
設定不備	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	14.3%	3	42.9%	6	100.0%
その他(DoSなど)	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%
合計(件)	7		7		6	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

○コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定
- ・ 通商産業省告示第534号 平成9年9月24日改訂
- ・ 通商産業省告示第950号 平成12年12月28日改訂
- ・ 経済産業省告示第3号 平成16年1月5日改訂

■お問い合わせ先

IPA セキュリティセンター 加賀谷/宮本
Tel:03-5978-7591 Fax:03-5978-7518
E-mail: isec-info@ipa.go.jp